平成20年12月26日規則第56号

改正

平成23年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市企業立地支援条例(平成20年伊丹市条例第47号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の意義の例による。 (投下固定資産総額の対象となる家屋及び償却資産の取得の時期)
- 第3条 条例第2条第11号の規則で定める日は、計画申請日(貸工場等にあっては、計画申請 日の2年前の日)とする。
- 2 条例第2条第11号の規則で定める期間は、計画申請日から対象事業を開始する日(当該企業立地に伴い賃借しないときであって、償却資産のみを取得する場合にあっては、最初に償却資産を取得した日。以下同じ。)から起算して1年を経過する日までの期間とする。

(新規雇用常用従業員の対象となる雇用の時期)

第4条 条例第2条第12号の規則で定める期間は、計画申請日から対象事業を開始する日までの期間とする。

(転入常用従業員の対象となる転入の時期)

第5条 条例第2条第13号の規則で定める期間は、計画申請日から対象事業を開始する日まで の期間とする。

(特定成長分野事業)

- 第6条 条例第2条第14号の規則で定める事業は、次に掲げる分野の機器、製品、部品等の研究開発又は製造とする。
 - (1) 情報通信関連分野
 - (2) 新材料関連分野
 - (3) 航空機・自動車関連分野
 - (4) 環境・エネルギー関連分野

(5) 生活·福祉関連分野

(奨励措置の適用除外)

- 第7条 条例第3条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 特定事業者が、当該企業立地に係る伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充支援事業補助金交付要綱(平成28年4月制定)第10条の規定により補助金の交付を受けている場合
 - (2) 特定事業者が、当該企業立地に係るテクノフロンティア伊丹入居企業市内定着支援事業補助金交付要綱(平成28年4月制定)第11条の規定により補助金の交付を受けている場合(中小企業者及び小規模企業者として認めることが適当でないもの)
- 第8条 条例第4条第1号イ及びウの規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(事業者のうち、中 小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する中小企業者を除くもの をいう。以下同じ。)が所有している特定事業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している特定事業者
 - (3) 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている特定事業者

(貸工場等新設者と密接に関連するもの)

- 第9条 条例第4条第4号イの規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 貸工場等新設者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。次条において同じ。)又は親会社(同法第2条第4号に規定する親会社をいう。次条において同じ。)
 - (2) 貸工場等新設者の役員又は3親等以内の親族

(特定事業者者と密接に関連するもの)

- 第10条 条例第5条第5号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 貸工場等を賃借する特定事業者の子会社又は親会社
 - (2) 貸工場等を賃借する特定事業者の役員又は3親等以内の親族
- 2 条例第6条第5号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業用地を購入する特定事業者の子会社又は親会社
- (2) 事業用地を購入する特定事業者の役員又は3親等以内の親族

(企業立地奨励金の対象となる家屋及び償却資産の取得の時期)

第11条 条例別表特定事業者の項の規則で定める日は、計画申請日とし、同項の規則で定める 期間は、計画申請日から対象事業を開始する日から起算して1年を経過する日までの期間とす る。

(雇用奨励金の増額対象となる特定事業者)

第12条 条例別表特定事業者の項の規則で定める特定事業者は、計画申請日の前日において、 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として、期間の定 めのない労働契約により特定事業者に雇用されている者の総数に占める女性の割合が4割に満 たないものとする。

(貸工場等新設奨励金の対象となる家屋及び償却資産の取得の時期)

第13条 条例別表貸工場等新設者の項の規則で定める日は、計画申請日の2年前の日とし、同項の規則で定める期間は、計画申請日の2年前の日から対象事業を開始する日から起算して1年を経過する日までの期間とする。

(貸工場等新設奨励金の額の算定)

- 第14条 条例別表貸工場等新設者の項に規定する1の貸工場等を2以上の者に賃貸する場合に おける貸工場等新設奨励金の額の算定は、1の年度において貸工場等新設者が納付した固定資 産税又は都市計画税の税額について次に掲げるところにより算定した額の合計額の2分の1に 相当する額とする。
 - (1) 企業立地に係る貸工場等の敷地である土地(計画申請日の3年前の日以後に取得したものに限る。)及び当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額に、当該貸工場等の面積(貸工場等新設者が自ら使用する部分を除く。)のうち賃貸借の目的となる部分の面積を合計した面積に占める当該企業立地に係る特定事業者に賃貸する部分の面積の割合を乗じて得た額
 - (2) 企業立地に係る貸工場等について取得した償却資産(貸工場等新設者が自ら使用する償却資産を除く。)に係る次に掲げる額の合計額
 - ア 当該企業立地に係る特定事業者に賃貸する償却資産に係る固定資産税額
 - イ 賃貸借の目的となる償却資産以外の償却資産に係る固定資産税額に、前号に規定する割

合を乗じて得た額

(企業立地計画の認定の申請等)

- 第15条 条例第7条第1項の申請は、対象事業を開始する日の60日前までに伊丹市企業立地 計画認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならな い。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、市長の定める期間内に提出すれ ば足りる。
 - (1) 企業立地計画書(様式第1号の2)
 - (2) 定款及び登記事項証明書(個人にあっては、これらに準じる書類)
 - (3) 前事業年度の事業報告書,財産目録,収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表(個人にあっては、これらに準じる書類)
 - (4) 国税の納税証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、企業立地計画の認定 又は認定しないことを決定したときは、書面により、その旨を当該申請者に通知するものとす る。

(対象事業の開始までの期限)

- 第16条 条例第7条第6項の規則で定める期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める日とする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、当該期限を 延長することができる。
 - (1) 計画申請日以後に、土地を購入又は賃借し、かつ、工場等の新築工事又は増築工事に着手する場合 企業立地計画が認定された日(以下「認定日」という。)から3年を経過した日
 - (2) 計画申請日以後に,工場等の新築工事又は増築工事に着手する場合(前号の場合を除く。) 及び計画申請日以後に賃借する貸工場等の新築工事が着手される場合 認定日から2年を経 過した日
 - (3) 前各号に定める場合以外の場合 認定日から1年を経過した日

(企業立地計画の変更)

- 第17条 条例第8条第1項の規則で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 企業立地に係る工場等の面積の変更

- (2) 条例第4条第1号及び第5条第2号の投下固定資産総額の変更(条例第4条第1号及び第5条第2号に規定する要件に該当しないこととなる変更を除く。)
- (3) 対象事業の開始時期の変更(条例第7条第6項に定める期限に該当しないこととなる変更を除く。)
- (4) その他市長が軽易と認める変更
- 2 条例第8条第1項の規定により認定を受けた企業立地計画を変更しようとするときは、伊丹 市企業立地計画変更申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 前2条の規定は、企業立地計画の変更の認定について準用する。

(奨励金等の交付の申請)

- 第18条 条例第9条の申請の時期は、別表に掲げる奨励金等の種類の区分に応じ、同表の申請 時期の欄に掲げる日とする。
- 2 条例第9条の申請の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。
 - (1) 企業立地を行う特定事業者 伊丹市企業立地奨励金等交付申請書(様式第3号)
 - (2) 貸工場等新設者 伊丹市貸工場等新設奨励金等交付申請書(様式第4号)
 - (3) 事業用地提供者 伊丹市事業用地提供奨励金交付申請書(様式第5号)

(奨励金等の請求)

第19条 条例第11条の奨励金等の請求は、伊丹市企業立地奨励金等交付請求書(様式第6号) により市長が定める期間内に行わなければならない。

(認定の取消し等の通知)

第20条 条例第13条の規定により企業立地計画の認定を取り消し、又は奨励金等の交付決定 を取り消したときは、書面により通知するものとする。

(承継の承認)

- 第21条 条例第15条の規定により市長の承認を受けようとする者は、伊丹市企業立地計画等 承継承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は,前項の規定による申請があった場合において,内容を審査し,承継の可否を決定し, 書面により,その旨を当該申請者に通知するものとする。

(審査会の委員長)

第22条 条例第17条の伊丹市企業立地計画審査会(以下「審査会」という。)に委員長を置

<。

- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第23条 審査会は,委員長が招集する。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、 又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第25条 審査会の庶務は、都市活力部産業振興室商工労働課において処理する。

(その他の審査会の運営)

第26条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に 諮って定める。

(細則)

第27条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第13号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成29年6月30日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の伊丹市企業立地支援条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第15条第1項の規定による企業立地計画の認定の申請をする特定事業者並びに当該企業立地計画に係る貸工場等新設者及び事業用地提供者について適用し、同日前にこの規則による改正前の伊丹市企業立地支援条例施行規則第8条第1項の規定による企業立地計画の認定の申請をした特定事業者並びに当該企業立地計画に係る貸工場等新設者及び事業用地提供者については、なお従前の例による。

別表

		T
区分	奨励金等の種類	申請時期
特定事	企業立地奨励金	企業立地に係る工場等に係る固定資産税及び都市計画税
業者		の納税通知書の交付を受けた日から翌年の3月末日まで
	貸工場等賃料補助金	交付対象期間の各年度の3月末日まで
	雇用奨励金	対象事業を開始した日から1年を経過した日から当該経
	転入奨励金	過した日の属する年度の3月末日まで
	埋蔵文化財試掘調査補助金	初めて企業立地に係る工場等に係る固定資産税及び都市
		計画税の納税通知書の交付を受けた日から翌年の3月末日
		まで
貸工場	埋蔵文化財試掘調査補助金	初めて企業立地に係る貸工場等に係る固定資産税及び都
等新設		市計画税の納税通知書の交付を受けた日から翌年の3月末
者		日まで
	貸工場等新設奨励金	企業立地に係る貸工場等に係る固定資産税及び都市計画
		税の納税通知書の交付を受けた日から翌年の3月末日まで
事業用	事業用地提供奨励金	用地の提供を受けた特定事業者が対象事業を開始した日
地提供		から当該開始した日の属する年度の3月末日まで
者		

様式第1号から第7号 省略